

改正後	改正前
<p>第2 用語</p> <p>この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）<u>、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）</u>で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 「造船分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業（造船事業者が<u>実習実施者（出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）第3条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「旧基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第5号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）</u>である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が<u>実習実施者</u>である場合に限る。）に係る<u>第二号技能実習（技能実習法附則第12条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動及び入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習特定活動（施行規則附則第2条第2項第2号に規定する技能実習特定活動をいう。）を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。以下同じ。）又は第三号技能実習</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 「受入造船企業」とは、<u>技能実習（旧入管法別表第1の2の表の</u></p>	<p>第2 用語</p> <p>この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）<u>及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）</u>で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 「造船分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業（造船事業者が<u>実習実施機関</u>である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が<u>実習実施機関</u>である場合に限る。）に係る<u>技能実習のうち、入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動（入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 「受入造船企業」とは、<u>技能実習の実習実施機関</u>として造船分野</p>

技能実習の項の下欄に掲げる活動を含む。以下同じ。）の実習実施者として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の2に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。

4 「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施者として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の4に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。

5 「特定監理団体」とは、監理団体（旧基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号ロの項」という。）の下欄第6号に規定する監理団体を含む。以下同じ。）として技能実習生（旧入管法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって在留する者を含む。）の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、6に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。

6・7 （略）

#### 第4 特定監理団体の認定

1 （略）

2 （略）

(1) 過去5年間に監理団体として2年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績があること。

(2) 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（技能実習第1号イの項の下欄第18号に掲げる不正行為、技能実習第1号ロの項の下欄第16号に掲げる不正行為及び別表第2に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。

技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の2に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。

4 「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5の4に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。

5 「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年6月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、6に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。

6・7 （略）

#### 第4 特定監理団体の認定

1 （略）

2 （略）

(1) 過去5年間に監理団体として2年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績（平成22年6月30日以前に別表第1に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含む。）があること。

(2) 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の

(3) 過去5年間に技能実習法第36条第1項の規定による改善命令及び同法第37条第1項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」という。）を受けていないこと。

(4) 入管法第73条の3の規定又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成29年政令第136号。以下「施行令」という。）第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(5)・(6) (略)

(7) 法人であって、その役員等のうちに(6)に該当する者がいないこと。

(8)~(11) (略)

(12) 外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関（外国人造船就労者になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいう。以下同じ。）、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

(13) (略)

第5 受入造船企業及び企業単独型受入造船企業並びに適正監理計画及び企業単独型適正監理計画

下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為並びに別表第2に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。

(新設)

(3) 技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(4)・(5) (略)

(6) 法人であって、その役員等のうちに(5)に該当する者がいないこと。

(7)~(10) (略)

(11) 外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

(12) (略)

第5 受入造船企業及び企業単独型受入造船企業並びに適正監理計画及び企業単独型適正監理計画

- 1 (略)
  - (1) (略)
  - (2) (略)
    - ① 修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称
    - ②～⑤ (略)
    - ⑥ 帰国期間
    - ⑦・⑧ (略)
  - (3)～(11) (略)
  - (12) 送出し機関に関する事項
  - (13) (略)
- 2 (略)
  - (1) (略)
    - ①～⑧ (略)
    - ⑨ 過去5年間に2年以上造船分野技能実習を適正に実施した実績があること。
    - ⑩ (略)
    - ⑪ 過去5年間に技能実習法第15条第1項の規定による改善命令及び同法第16条第1項の規定による認定の取消し（以下「実習認定の取消し等」という。）を受けていないこと。
    - ⑫ 入管法第73条の3の規定又は施行令第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
    - ⑬・⑭ (略)
  - (2) (略)
  - (3) 1(2)⑤の期間が2年間（外国人造船就労者が第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、3年間）を超えないこと。
  - ④ 第二号技能実習に従事した者が造船特定活動に従事する場合、

- 1 (略)
  - (1) (略)
  - (2) (略)
    - ① 修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称
    - ②～⑤ (略)
    - (新設)
    - ⑥・⑦ (略)
  - (3)～(11) (略)
  - (12) 外国の送出し機関に関する事項
  - (13) (略)
- 2 (略)
  - (1) (略)
    - ①～⑧ (略)
    - ⑨ 過去5年間に2年以上造船分野技能実習を実施した実績があること。
    - ⑩ (略)
    - (新設)
    - ⑪ 技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
    - ⑫・⑬ (略)
  - (2) (略)
  - (3) 1(2)⑤の期間が2年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合においては、3年間）を超えないこと。  
  
(新設)

第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1か月を経過していること。

(5) 第三号技能実習に従事した者が造船特定活動に従事する場合、第三号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年（第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年を経過した後に第三号技能実習に従事した場合においては、1か月）を経過していること。

(6) 1(2)(7)の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

(8) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① 修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

②～⑤ (略)

(6) 帰国期間

(7)・(8) (略)

(3)～(11) (略)

(12) 送出し機関に関する事項

(13) (略)

4 (略)

(1) (略)

①～⑨ (略)

(10) 過去5年間に2年以上造船分野技能実習を適正に実施した実績があること。

(11) (略)

(12) 過去5年間に実習認定の取消し等を受けていないこと。

(新設)

(4) 1(2)(6)の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

(6) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① 修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称

②～⑤ (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(3)～(11) (略)

(12) 外国の送出し機関に関する事項

(13) (略)

4 (略)

(1) (略)

①～⑨ (略)

(10) 過去5年間に2年以上造船分野技能実習を実施した実績があること。

(11) (略)

(新設)

⑬ 入管法第73条の3の規定又は施行令第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

⑭・⑮ (略)

(2) (略)

(3) 3(2)⑤の期間が2年間（外国人造船就労者が第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合又は第三号技能実習を修了している場合）においては、3年間）を超えないこと。

④ 第二号技能実習に従事した者が企業単独型造船特定活動に従事する場合、第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1か月を経過していること。

⑤ 第三号技能実習に従事した者が企業単独型造船特定活動に従事する場合、第三号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年（第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年を経過した後に第三号技能実習に従事した場合においては、1か月）を経過していること。

⑥ 3(2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

⑦ (2)から⑥までに定めるもののほか、企業単独型適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

⑧ (略)

5 2の認定を受けた受入造船企業又は4の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、当該認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない

⑫ 技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

⑬・⑭ (略)

(2) (略)

(3) 3(2)⑤の期間が2年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合）においては、3年間）を超えないこと。

(新設)

(新設)

④ 3(2)⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

⑤ (2)から④までに定めるもののほか、企業単独型適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

⑥ (略)

5 2の認定を受けた受入造船企業又は4の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、当該認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 2の認定を受けた受入造船企業又は4の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、5のただし書に定める適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 (略)

## 第6 造船特定活動の実施

1 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

(4)～(10) (略)

2～5 (略)

6 受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。

7・8 (略)

## 第7 企業単独型造船特定活動の実施

1 (略)

(1) 外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

(2)～(7) (略)

2～5 (略)

6 企業単独型受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければならない。

7・8 (略)

(新設)

6 (略)

## 第6 造船特定活動の実施

1 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 再入国して外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

(4)～(10) (略)

2～5 (略)

6 受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。

7・8 (略)

## 第7 企業単独型造船特定活動の実施

1 (略)

(1) 再入国して外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

(2)～(7) (略)

2～5 (略)

6 企業単独型受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければならない。

7・8 (略)

第13 認定の取消

- 1 (略)
    - (1)～(7) (略)
    - (8) 監理許可の取消し等を受けた場合
  - 2 (略)
    - (1) (略)
    - (2) 第5の2(7)及び(8)のいずれかを満たさなくなった場合
    - (3)～(7) (略)
    - (8) 受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合
    - (9) (略)
  - 3 (略)
    - (1)～(3) (略)
    - (4) 第5の4(7)及び(8)のいずれかを満たさなくなった場合
    - (5)～(9) (略)
    - (10) 企業単独型受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合
- 4～6 (略)

第14 関係機関に対する報告

- 1 (略)
  - (1)～(3) (略)
  - (4) 受入造船企業が第5の2(1)から(3)まで、及び(6)の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
  - (5) (略)
  - (6) 監理許可の取消し等を受けた場合
  - (7) 受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為又は実習認定の取消し等の問題を知ったとき
- 2・3 (略)
- 4 (略)
  - (1)～(3) (略)

第13 認定の取消

- 1 (略)
    - (1)～(7) (略)
    - (新設)
  - 2 (略)
    - (1) (略)
    - (2) 第5の2(5)及び(6)のいずれかを満たさなくなった場合
    - (3)～(7) (略)
    - (新設)
    - (8) (略)
  - 3 (略)
    - (1)～(3) (略)
    - (4) 第5の4(5)及び(6)のいずれかを満たさなくなった場合
    - (5)～(9) (略)
    - (新設)
- 4～6 (略)

第14 関係機関に対する報告

- 1 (略)
  - (1)～(3) (略)
  - (4) 受入造船企業が第5の2(1)から(4)までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
  - (5) (略)
  - (新設)
  - (6) 受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき
- 2・3 (略)
- 4 (略)
  - (1)～(3) (略)

(4) 企業単独型受入造船企業が第5の4(1)から(3)まで、及び(6)の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

(5) (略)

(6) 企業単独型受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合  
5・6 (略)

附 則

第1 施行期日

1 (略)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に第4の2の規定により認定を受けた特定監理団体、第5の2の規定により認定を受けた適正監理計画及び第5の4の規定により認定を受けた企業単独型適正監理計画に基づき就労を開始している外国人造船就労者については、平成35年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表第1 (表に掲げる職種は、造船事業者が実習実施者である場合に限る。)  
(略)

別表第2

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
(略)	
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合、 <u>実習認定の取消し等を受けた場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監</u>

(4) 企業単独型受入造船企業が第5の4(1)から(4)までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

(5) (略)

(新設)

5・6 (略)

附 則

第1 施行期日

1 (略)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (表に掲げる職種は、造船事業者が実習実施機関である場合に限る。)  
(略)

別表第2

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
(略)	
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為

	理推進協議会への報告を怠る行為
	(略)
23	特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

	(略)
23	特定監理団体が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為又は企業単独型受入造船企業が、外国人の受入れ若しくは就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為